

障 発 0 5 3 1 第 1 号
平成 2 8 年 5 月 3 1 日

各

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の訂正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ及び（4）のオの完成用部品の名称、使用部品、価格等については別に定めることとされており、先般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定め、平成28年3月31日障発0331 第15号により、平成28年4月1日から適用することとしたところであるが、記載内容に誤りがあったため、別添の通り訂正する。

なお、訂正内容は平成28年4月1日に遡って適用されるものであり、既に補装具費支給決定が行われ、差額が生じる場合については、必要に応じて支給決定の変更等により対応願いたい。